

青森市介護保険条例（平成十七年条例第二百四号）の一部改正  
 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第四条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 十万四千百円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>二百十万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>八 次のいずれかに該当する者 十二万二百円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>三百二十万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>九～十三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第四条 令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一～六 [略]</p> <p>七 次のいずれかに該当する者 十万四千百円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>二百万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>八 次のいずれかに該当する者 十二万二百円</p> <p>イ 合計所得金額が<u>三百万円</u> 未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ [略]</p> <p>九～十三 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>